

本市の救急医療体制について

初期救急（軽症患者）

休日・夜間急患センター

市町村等が、地元医師会との連携のもとに、地域住民の休日及び夜間における軽症の救急患者の医療を確保している。

- ・ 佐野休日・夜間緊急診療所

二次救急（重症患者）

病院群輪番制病院

市町村等が、休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するもの。当番日の病院は、専用病床を有し、通常の当直体制の外に、救急患者の受入に対応できる医師等医療従事者を確保している。

- ・ 佐野市民病院
- ・ 佐野厚生総合病院
- ・ 足利赤十字病院

三次救急（重篤患者）

救命救急センター

県が、初期・二次救急医療施設の後方施設として、搬送機関との連携のもとに重篤救急患者の医療を確保するもの。センターは、相当数の病床及び高度の診療機能を有し、24時間診療体制が維持されている。

- ・ 足利赤十字病院救命救急センター

小児救急医療体制

初期救急（軽症患者）

日曜日及び19時30分～22時30分

- ・ 佐野休日・夜間緊急診療所

22時30分以降

- ・ 水曜日 佐野市民病院
- ・ 火・木・土曜日 佐野厚生総合病院

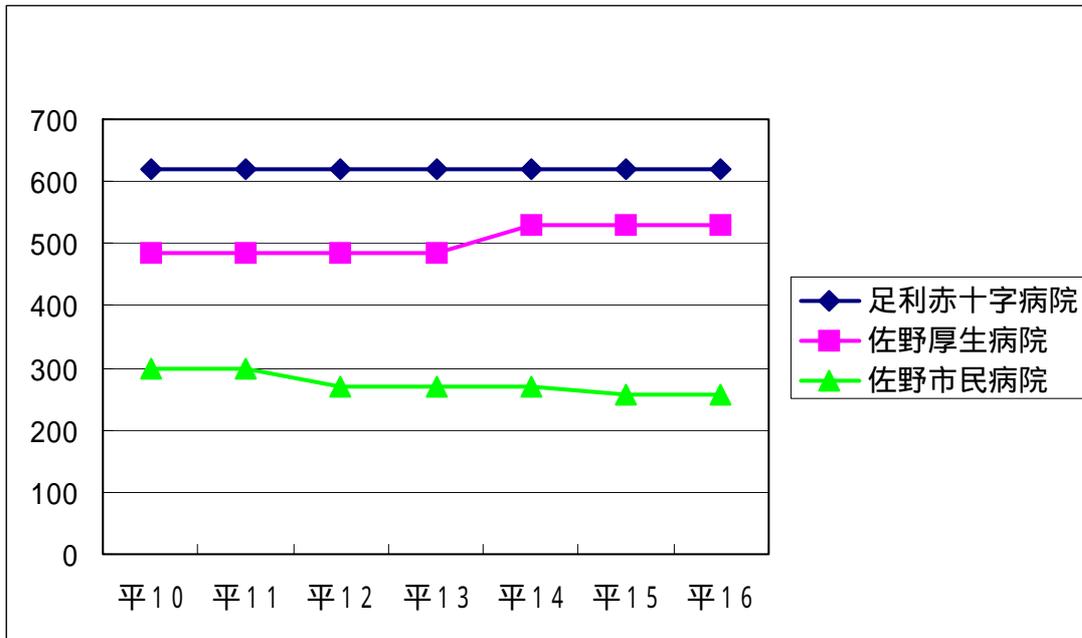
上記以外は、足利赤十字病院等に依頼する。

二次救急（重症患者）

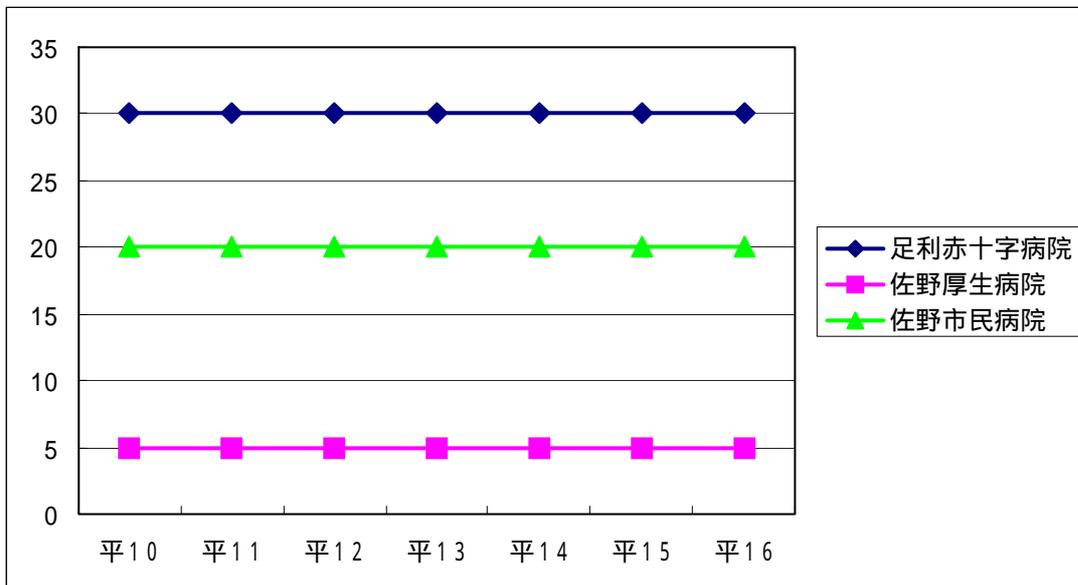
火・木・土曜日 佐野厚生病院

上記以外は、足利赤十字病院等に依頼する。

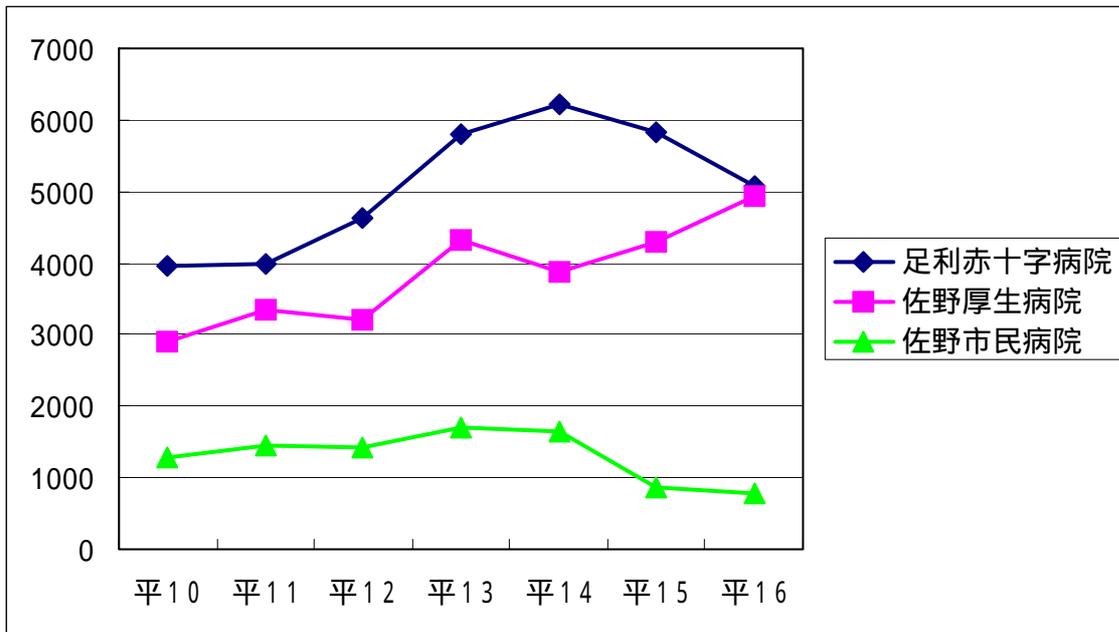
佐野市の救急医療体制



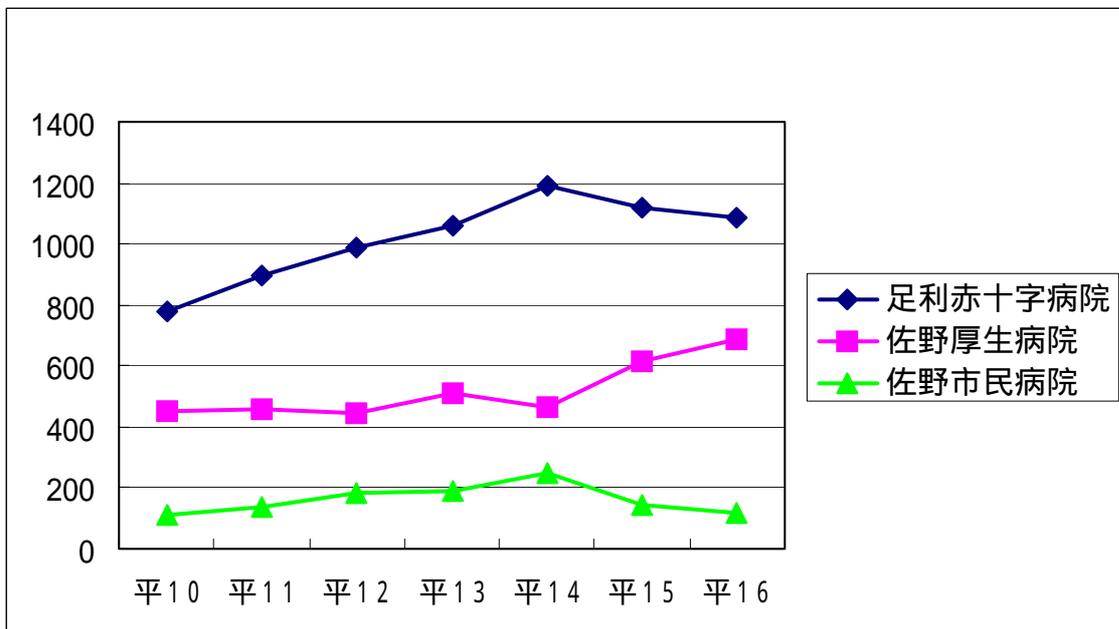
第1表 医療法 許可病床数の推移



第2表 救急専用 病床数の推移



第3表 当番日 延べ外来患者数の推移



第4表 当番日 救急自動車受入件数の推移